「輸出貿易管理令別表第二の二一の二の項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める放射性同位元素」の一部改正案に対する意見公募手続きの結果について

令和８年３月２５日
経　済　産　業　省
貿易経済安全保障局
貿　易　管　理　課

「輸出貿易管理令別表第二の二一の二の項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める放射性同位元素」等の一部改正案に対する意見募集について、令和８年１月２８日から令和８年２月２６日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

今後とも、経済産業行政にご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

１．意見公募の実施方法

（１）募集期間：令和８年１月２８日（水）～令和８年２月２６日（木）

（２）告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

（３）意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、電子メール及び郵便

２．提出意見数

１件

３．提出された意見

別紙のとおり

※行政手続法第四十三条第二項の規定に基づき、提出意見は整理又は要約しています。

（別紙）

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	輸送可能な放射性物質の量の改定だが、「特定放射性同位元素の数量を定める告示」で定める放射線量はTBq単位で、一部の核種は改定前より大幅に規制が緩まることになってしまう。改定前の300GBq・100GBqを上限値として保持し、安全性を高める方向に改定すべきだ。	本改正は、国際原子力機関が策定した「放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範」附属書Ⅰに基づき、輸出に際して経済産業大臣の承認を要する貨物の対象範囲について、国際的な整合性を確保するための見直しを行うものであり、安全性にも配慮した見直しとなっているため原案のとおりとさせていただきます。